



住宅改修の資金を助成しています

住宅改修等資金助成

市民が市内に所有する個人住宅を改修する場合、その費用の一部を助成します。

対象工事：市内業者が行う20万円(税抜)以上の住宅改修

補助率：対象工事に係る経費の5%

限度額：5万円

お問合せ：産業振興課・各総合支所地域振興課

木造住宅耐震改修補助

市民が居住している昭和56年5月以前の木造住宅の耐震診断及び耐震改修をする場合、その費用の一部を補助します。

対象工事：市内業者が行う耐震診断・耐震改修

| | 耐震診断 | 耐震改修 |
|-----|------|------|
| 補助率 | 100% | 100% |
| 限度額 | 10万円 | 50万円 |

お問合せ：建築開発課

重度身体障害者居宅改善補助

重度の身体障がいを持つ市民が、日常生活において直接利用する居室、浴室、洗面所、庭などを障害に応じて改造・整備する場合、その費用の一部を補助します。

補助率：対象工事に係る経費の3分の2

| | 一般世帯 | 生活保護世帯 |
|-----|------|--------|
| 限度額 | 24万円 | 36万円 |

お問合せ：障がい者福祉課・各総合支所福祉健康担当

高齢者住宅改修費助成

介護保険の要介護等認定において非該当となった市民のうち、転倒等のリスクが高いと認められた方が、住宅を改修する場合、その費用の一部を助成します。

対象工事：介護保険制度の住宅改修と同じ

補助率：対象工事に係る経費の3分の2

限度額：10万円

お問合せ：高齢介護課・各総合支所福祉健康担当

三世代ふれあい家族応援

三世代以上で同居することを目的に、いずれかの世帯、もしくは全ての世帯が市外から転入し、市内で住宅を新築、購入、増改築又は住宅改修をした場合、その費用の一部を補助します。

対象工事：500万円以上の住宅取得または住宅改修

| | 市内業者利用 | 市外業者利用 |
|-----|--------|--------|
| 限度額 | 30万円 | 20万円 |

お問合せ：子育て支援課・各総合支所福祉健康担当



(TM) こいのぼりマン